

○国立大学法人東京芸術大学業務方法書

〔平成16年 5 月 24 日
文部科学大臣認可〕

変更認可 平成26年 9 月 1 日（26受文科高第1272号）

（目的）

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の委託）

第2条 東京芸術大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第3条 本学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第4条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。

26受文科高第1272号
平成26年9月1日

国立大学法人東京芸術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文



国立大学法人東京芸術大学の業務方法書の変更の認可について

平成26年6月27日付け26芸術企第2-1号をもって認可申請のあった標記の件については、
申請のとおり認可します。